

ご近所の底力再生事業助成金交付要綱を次のように定める。

平成18年3月29日

大分市長 釘 宮 磐

ご近所の底力再生事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が別に定める自治区（以下「自治区」という。）において地域コミュニティの再生及び住民による地域の様々な課題の解決を図るための事業に対するご近所の底力再生事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「自治会」とは、自治区において当該自治区の大多数の住民が参加して任意に結成した団体をいう。

(助成対象事業等)

第3条 市長は、次に掲げる事業（以下「助成対象事業」という。）を実施する

自治会又は複数の自治会で組織する団体（以下「自治会等」という。）に対し
適当であると認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、そ
の目的が娯楽、懇親、遊興等と認められる事業を除く。

- (1) 地域の安全を守る事業
- (2) 青少年の健全育成に関する事業
- (3) 地域福祉の向上に関する事業
- (4) 世代間の交流の促進に関する事業
- (5) 地域の環境の美化又は保全に関する事業
- (6) 地域の活力の向上に関する事業
- (7) その他地域コミュニティの再生に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、市の助成を受けて既に実施している事業又は実
施予定の事業は、助成対象事業としない。

3 自治会等は、助成金を受けて助成対象事業を行う場合は、当該自治区内の
住民が参加するよう努めるものとする。

（助成額等）

第4条 助成金の額は、助成対象事業に要する経費（以下「助成対象経費」とい
う。）とし、その限度額は、別表のとおりとする。

2 助成対象経費は、材料費、印刷代、会場料、借上料、消耗品代等の助成対象事業に直接要する経費（人件費を除く。）及び市長が特に必要と認める経費とする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、ご近所の底力再生事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 連名書（複数の自治会で組織する団体が申請する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の限度）

第6条 助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）は、一つの自治会につき、同一会計年度において一回を限度として行うことが出来るものとする。

この場合において、複数の自治会で組織する団体が交付申請を行った場合は、当該団体を組織する自治会それぞれにつき1回の交付申請が行われたものと

みなす。

(交付決定)

第7条 規則第5条の規定による交付決定通知は、ご近所の底力再生事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行う。

(概算交付)

第8条 規則第11条ただし書きによる概算交付は、ご近所底力再生事業助成金概算交付通知書（様式第3号）により行う。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、ご近所の底力再生事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第 10 条 規則第 10 条の規定による交付確定通知は、ご近所の底力再生事業
助成金交付確定通知書（様式第 5 号）により行う。

(関係書類の保存期間)

第 11 条 規則第 13 条の規定により整備した助成対象事業に係る経費の収支
を明らかにした書類及び帳簿の保存期間は、助成対象事業完了年度から 5 年
間とする。

(担当部署)

第 12 条 助成金に関する事務は、本庁管内については市民部市民協働推進課
が、支所管内においては管轄する支所において行う。

(関係部署の協力)

第 13 条 助成対象事業の実施について、関係する部署は積極的に協力すると
ともに、事業実施の段階又は終了後において発生した問題等については、助
成対象事業の事務担当部署と連携を図りながら責任を持って対処しなければ

ならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月4日から施行し、同年4月1日以後に実施する助成対象事業について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出されている改正前のご近所の底力再生事業助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）様式第1号によるご近所の

底力再生事業助成金交付申請書（以下「申請書」という。）及び様式第 4 号によるご近所の底力再生事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、改正後のご近所の底力再生事業助成金交付要綱様式第 1 号による申請書及び様式第 4 号による実績報告書とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

助成対象世帯数	助成限度額（円）
1～ 30世帯まで	30,000
31～ 50世帯まで	35,000
51～ 100世帯まで	40,000
101～ 150世帯まで	45,000
151～ 200世帯まで	50,000
201～ 250世帯まで	55,000
251～ 300世帯まで	60,000
301～ 350世帯まで	65,000
351～ 400世帯まで	70,000
401～ 450世帯まで	75,000
451～ 500世帯まで	80,000
501～ 550世帯まで	85,000
551～ 600世帯まで	90,000
601～ 650世帯まで	95,000
651～ 700世帯まで	100,000
701～ 750世帯まで	105,000
751～ 800世帯まで	110,000
801～ 850世帯まで	115,000
851～ 900世帯まで	120,000
901～ 950世帯まで	125,000
951～1000世帯まで	130,000
1001～1050世帯まで	135,000
1051～1100世帯まで	140,000
1101～1150世帯まで	145,000
1151～1200世帯まで	150,000
1201～1250世帯まで	155,000
1251～1300世帯まで	160,000
1301～1350世帯まで	165,000
1351～1400世帯まで	170,000
1401～1450世帯まで	175,000
1451～1500世帯まで	180,000
1501～1550世帯まで	185,000
1551～1600世帯まで	190,000
1601～1650世帯まで	195,000
1651～1700世帯まで	200,000
1701～1750世帯まで	205,000
1751～1800世帯まで	210,000
1801～1850世帯まで	215,000
1851～1900世帯まで	220,000
1901～1950世帯まで	225,000
1951～2000世帯まで	230,000

※2,000世帯を超える場合は、50世帯ごとに5,000円を加算するものとする。

※助成対象世帯数は、事業実施年度の前年度1月末現在の自治委員世帯数報告による世帯数とする。

※複数の自治会で組織する団体が事業を実施する場合の助成限度額は、当該団体を組織するそれぞれの自治会の助成対象世帯数に対応する助成限度額を合算した額とする。